

平成17年度協働事業提案 公開調整記録

No. 9 高齢者の体力作り支援事業

と き 平成17年6月23日(木) 13:30~14:30

ところ 大和市役所会議室棟202会議室

参加者

- ・提案者：岩崎さん、齋藤さん、稲井さん
- ・関係課：高齢者福祉課（霜鳥、和島）、福祉総務課（山本）
- ・協働推進会議委員：池本委員、宇津木委員、筑地委員
- ・事務局：市民活動課（小山、鈴木）

【提案者の思い・調整の主な内容】

提案者

- ・これまでの経験から、高齢者の寝たきりを防止するには、転倒防止や体力作りがもっとも大切だと感じている。
- ・介護保険法が改正され、まだ具体的な市としての取組みがなされていない今だからこそ、お手伝いできることがあるのではないかと提案した。
- ・現在考えている事業としては、介護保険の対象か否かに関わらず、65歳以上の方を対象とし、週に1~2回、10名程度を定員とする。3ヶ月の期間を1タームとし、10月スタートだと、これが2回できると考えている。
- ・効果測定などで、個別のメニューを考えるにあたり専門家、理学療法士、保健師の派遣を得れば、より安全な教室が開けると考える。
- ・マシンの購入にあたって、指導者の派遣を受けるかは、相手方の業者によっても対応が異なるため調整中である。
- ・実施期間を平成18年3月31日としているのは、今後介護保険法の改正により、市の対応も異なってくると考え、とにかく今年度の取組みとしていく。
- ・トレーニングにおいては、単純なトレーニング項目の数字上だけの効果ではなく、引きこもりの方が外に出るきっかけとなったり、生活相談が増えたりと、トレーニングによって出てくる数字だけではない部分も大切にしていきたい。このように精神面、生活相談といった数字では表せない部分は現在検討中である。
- ・ボランティア保険については市民活動課に問い合わせ中である。また、通常の事業で加入している保険はあるが、協働事業にも適用されるかは確認中である。

- ・事業中のリスクについては、利用者にも認識していただくため、契約書のようなものに、あらかじめ一定のリスクを負うことを記入したり、問診表のようなものをつけることで事前に健康状況を把握していきたいと考えている。
- ・事業のアフターフォローについては、自宅に帰った後でもできるようにリハビリを提供したり、敬愛会として、他の在宅支援施設に引継ぎを行うよう検討している。
- ・また、協働事業に参加した人が、自分が提供されたものを地域に広めたいと考えた場合、ボランティアとして参加していただくなど、様々な参加の方法を考えていきたい。

高齢者福祉課

- ・介護保険法の改正後、法律に沿って新たな事業も実施される。
- ・平成18年度以降の市の対応については、なるべく早く情報を伝えていきたい。
- ・介護予防については、体力作りだけではなく、生活面、精神面へのフォローも大切であると考えている。市としても、一緒に取組みながら、考え、学び合えたらと考える。
- ・利用者の選定にあたっては、心疾患の方や高血圧の方などを避けるなど、より安全な教室にしていきたい。
- ・事業参加者個々のリスクなどについて、スタッフ共通の認識を持ち、場合によっては付き添いをつけるといった対応も必要となってくる。
- ・平成18年度以降の新しい体制に生きるような形で、市としても取り組んでいきたい。

福祉総務課

- ・今年度、“ふくしの手 全員集合”という協働事業提案を出している。これは、大和市内にある様々な福祉の手を集めて、大和市の福祉課題を解決していきたいというものである。プレゼン当日、提案市場において、社会福祉法人として、地域の福祉課題に取り組んでいくという意味を感じた。福祉総務課の提案に協力していただけるか検討をお願いしたい。

協働推進会議委員

- ・筋トレをして良くなった人（約40%）、逆に悪くなった人（約13%）といったデータもある。これについては、どう考えているか。
- ・精神面への取組みも、患者同士で話し合うことも必要と考える。患者の気持ちは、患者でないとはわからないこともある。このことも組み込んで計画していただきたい。
- ・市の持っている情報を提供してもらって、具体的に事業をつめていく必要がある。
- ・市としても、介護保険法が改正された後、制度開始前に実績を作ることができるし、敬愛会としても実績を作ることができる。双方にとって価値があるのではないかと。
- ・公開検討会から、協働推進会議からの提言、市長の検討結果報告という手続きの流れがあるが、個別に連携を図るための連絡調整はしていくようにしてほしい。

事務局（市民活動課）

- ・公開調整としては、今回で終了する。
- ・ボランティア保険については、確認し、提案者に連絡する。

【確認事項】

- ・改正介護保険法の施行前の今、提案者・市が、できることからともに考え学びながら取り組んでいく。
- ・来年度以降については、市の介護保険法に基づく取組み次第で再検討する。
- ・今回で調整は終了とする。

【記録者：市民活動課 鈴木】